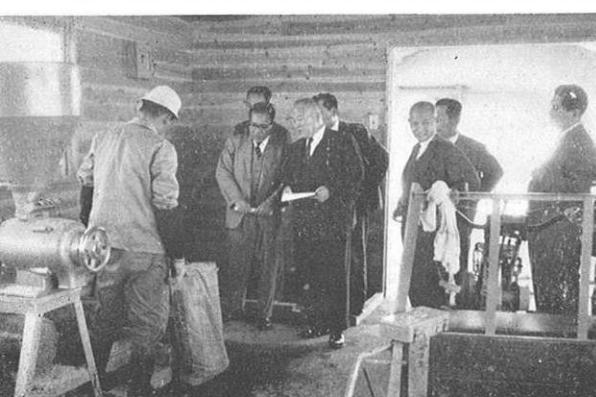


★ 県政フラッシュ ★

＜農村の窓＞



↑ 4月11日 玉名市に開設した熊本県種鶏場
(内部の施設を見る寺本知事)



中南米移住促進の啓蒙のため、3月から4月にかけて、県下一心で「海外移住の夕」が開かれた



監督・選手は1万6000名 —種目別の参加人員きまる—

熊本国体の実施要項が、さきの国体常任委員会で決定され、大会に参加する監督・選手の人員がつぎのように決定しました。

(夏季大会)			
会場	種目	監選手人	員
熊本市	水泳	名	1,535
下松求麻村	漕艇		740
百済木村	合計		2,275
(秋季大会)			
熊本市	陸庭体自ラボ高校弓バス合	上球操車一硬式野球射擊道	1,472 176 678 364 456 258 192 144 359 988 861 (5,948)
八代市			
八代市	バーレー剣蹴軟式	ル道球球	275 414 280 378 合計
水俣市	相撲	(1,347)	402
水俣市	ハンドボール		738 合計
入吉市	ソフトボール		498
荒尾市	ホッケー		247
荒尾市	軟式野球		140 合計
玉名市	ソフト庭球		704
玉名市	レスリング		440 合計
山鹿市	柔道		496
菊池市	馬術		175
菊池市	バドミントン		304 合計
宇土市			
宇土市	ウエイトリフティング		298
本渡市	高校軟式野球		160
一の宮町	卓球(高校)		126
阿蘇町	卓球(一般)		328
松橋町	蹴球		420
御船町	バスケットボール		156
長陽村	クレー射撃		129
北部村	フェンシング		105
秋季大会総計			13,161名
(公開演技)			
阿蘇郡	登ヨツ	山ト	276名
鹿児島市			513名

農業改良資金制度は三十一年に創設されました。この制度は農業経営の安定と農業生産力の増強を目指して、農業者が積極的に能率的な農業技術を導入したり、農業施設を改良、造成するのを促進するためには設けられたものです。

農業改良資金には二種類あり、一つは技術導入資金、他の一つは施設資金と呼ばれるものです。

改良資金業



助金に対し依存しがちになり、無責任な考え方方が強くなつたという批判が聞かれ るようになつたのです。そこで、これに こたえるため、新しく農業技術を導入し ようとする農家に対して、補助金の対象 とするには適当でないが、それでもな お、普及奨励が必要なものに対して、補 助金を一般営農融資の中間にあたる無利 子の資金を県が貸し付けることになつた のです。これがいわゆる技術導入資金と 呼んでいるものです。

ヨシヒコ著『新日本』

この技術導入資金はどんな場合に貸付けられるか、それを具体的にいうと例えば水稻早期栽培の際新品種の水稻種子、な場合などです。従つて肥料代のように慣行栽培に必要なものは対象にならないのです。

技術導入資金の種類は政令によつて定められます。これは恒久的固定的なものではなく、対象となつてゐる技術が普及され、一般化して農業者が自己資金や、又一般営農資金で自主的にやれる段階にきたときは政令の改正によつて制度の対象からはずされ、新しい技術でこの制度により普及奨励されることが適当であるものと交替することになります。なお、国としては一般的に普及奨励の対象とはしないが、県が自主的に奨励を行うことによつて、その地方の経済効果が高くなつたというものについては農林大臣の承認

償還方法は償還期間

償還方法は償還期間が一年以内のものは一時払、その他償還期間が二年、三年のものは均等年賦償還の方法がとられています。

施設資金とは……

償還方法は償還期間が一年以内のものは一時払、その他償還期間が二年、三年のものは均等年賦償還の方法がとられています。

(農業經濟)

農業改良資金制度は三十一年に創設されました。この制度は農業経営の安定と農業生産力の増強を目指して、農業者が積極的に能率的な農業技術を導入したり、農業施設を改良、造成するのを促進するためには設けられたものです。

農業改良資金には二種類あり、一つは技術導入資金、他の一つは施設資金と呼ばれるものです。

助金に対し依存しがちになり、無責任な考え方方が強くなつたと、いう批判が聞かれようになつたのです。そこで、これにこたえるため、新しく農業技術を導入しようとする農家に対して、補助金の対象とするには適当でないが、それでもなお、普及奨励が必要なものに対して、補助金を一般営農融資の中間にあたる無利子の資金を県が貸し付けることになつたのです。これがいわゆる技術導入資金と呼んでいるものです。

どういう時に借りられるか

この技術導入資金はどんな場合に貸付けられるか、それを具体的にいうと例えば水稻早期栽培の際新品種の水稻種子、

貸付限度は

技術導入資金の貸付金の貸付限度は資金の種類毎に定める標準事業費の七割、貸付の利率は無利子となっています。この無利子ということは本制度の最も大きな特色の一つですが、これは、この制度が単なる融資制度でなく補助金制度と融資制度の中間にある新しい制度であることを示しているのです。

具、畜舎等各種の施設を改良したり、造成したり、或わ取得に要する資金を農協から借り入れる場合、県が債務の保証をするとともに一定の範囲内において利子補給を行いう制度を設けて系統資金の充分な活用をはかるうとするのが、この施設資金のねらいです。

農資金のねらいです。農協からの借入れ限度はその施設の改良、造成または取得に要する経費の八割以内で、残りの一割以上は自己資金で賄わなければなりません。

施設資金の種類は技術導入資金同様政令で定められ、県固有の農業事情を反映した農業改良事業としての特認事業も認められています。貸出利率、償還期間も資金の種類毎に定められています。特に農家に貸出す場合の利率を引き下げているものについては、その差額を県が利子の補給をすることになっています。

★今年の資金枠は★

三十五年度は、従来の事業の外に技術導入資金では能率的な省力養蚕方法として桑葉または平飼を推進するための壮蚕屋外飼育奨励事業を、施設資金では改良豚舎、ケージ鶏舎飼料用チヨツパー、動力脱穀機等の取得に要する資金も事業の対象とすることとし、事業推進のため資金枠も技術導入資金千五百万円 施設資金一億円と昨年度に比べてそれぞれ三割増の線で予算措置がなされまし